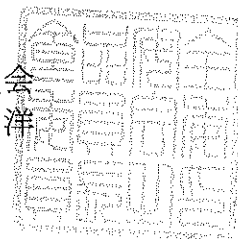




府食第410号
令和2年5月19日

農林水産大臣
江藤 拓 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

令和2年5月13日付け2消安第774号をもって農林水産大臣から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

今回意見を求められた飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づくサリノマイシンナトリウムの成分規格の改正については、飼料添加物製剤の力価及び製造方法を変更するものであって、飼料への最終的な添加量を変更するものではない。

また、サリノマイシンナトリウムについては、既に当委員会の食品健康影響評価において、許容一日摂取量を0.005 mg/kg 体重/日と評価しており、その後今日まで、この評価に影響を与える新たな知見は得られていない。

さらに、製剤に添加される賦形物質については、既に当委員会において、通常飼料として家畜に給餌されているものであり、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度は明らかであると評価している。

したがって、今回の改正によって人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

以上